

第26回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1番, 2番)

開催期日 令和元年8月29日

第26回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年8月29日(木) 午後7時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書記

栗山町農業委員会事務局 藤沢 祐之

本日の出席委員

1番 藤田 淳	10番 桂 一照
2番 中島 信之	11番 亀田 孝
3番 大畠 政勝	12番 清水 哲雄
4番 鳥村 正行	13番 長谷川 誠
5番 笹谷 和広	14番 木内 浩一
6番 塚本 政紀	15番 田村 俊彦
7番 長尾 卓也	16番 川崎 浩彦
8番 寺 雅彦	17番 小川 信一
9番 平田 善治	18番 吉田 寿栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 主幹	藤沢 祐之
〃	事務局 員	中川 圭太
〃	事務局 員	仁平 竜太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 56号	農地のあっせん成立について
5	議案第106号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第107号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第108号	土地の現況証明願いについて
8	議案第109号	農用地利用集積計画(案)について
9	議案第110号	農地のあっせんについて
10	議案第111号	買入協議を行う旨の通知の要請について
11		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第26回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

九州では大雨による災害があり大きな被害が出ているようです。お見舞いを申し上げます。それでは早速、総会を進めていきたいと思えます。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、1番藤田委員、2番中島委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。8月3日、農作物作況調査を町内ほ場3か所で実施しております。8月21日、新規就農者激励会が開催され、吉田会長が出席しております。

8月22日、現地調査を、藤田委員・大島委員・長尾委員・長谷川委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第56号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第56号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者 栗山町〇〇4丁目62番地8 〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇590番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇505番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積744㎡外9筆 田3筆35,428㎡ 畑1筆1,557㎡ 雑種地6筆3,727㎡ 合計10筆40,712㎡でございます。成立年月日 令和元年8月7日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇299番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇306番地株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇300番地1 地目につきましては 公簿が畑、現況が雑種地 面積90㎡外4筆 田1筆2,434㎡ 畑2筆396.31㎡ 雑種地1筆90㎡ 用悪水路1筆1.44㎡ 合計5筆2,921.75㎡でございます。成立年月日 令和元年8月8日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員・田村委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第106「農地法4条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第106号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇2169番地 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積2,451㎡ 1筆でございます。所有者及び転用者 字〇〇145番地 〇〇〇 転用目的 農業用施設建設となっています。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(13番 長谷川)

令和元年7月30日 第25回農業委員会後に提出のあった農地法第4条の申請に基づき、令和元年8月22日に藤田委員、大島委員、長尾委員、吉川事務局長、藤沢主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号1につきましては、栗山町役場の南東約4.0kmに位置する農用地区域内にある第一種農地であり、この度、申請者より農業用施設を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。以上です。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりましたが、関係する委員さんの案件でありますので退席いただき審議したいと思います。寺委員退席願います。

—寺委員退席—

何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第106号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第106号は原案どおり決定といたします。

—寺委員着席—

日程6 議案第107号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第107号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 ○○4丁目 70 番地 15 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 264 m² 1筆でございます。所有者 ○○4丁目 72 番地 ○○○ 転用者 ○3丁目 53 番地 16 ○○○○ 転用目的 一般用住宅建設となっています。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましても現地調査を行っておりますので、議案第108号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(13番 長谷川)

令和元年7月30日 第25回農業委員会後に提出のあった農地法第5条の申請に基づき、令和元年8月22日に藤田委員、大島委員、長尾委員、吉川事務局長、藤沢主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号1につきましては、栗山町役場の南東約0.5kmに位置する第三種農地であり、この度、申請者より一般用住宅を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、議案第108号の現況証明願いの1件につきましても申請どおりの地目であることを、同日、現地調査を行い確認してきておりますことを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第107号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第107号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第108号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第108号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇〇185 番地 1 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 1,600 m²外 1 筆 計 2 筆 2,161 m²全筆農地外です。利用状況 宅地 所有者及び願出人 栗山町字〇〇188 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

議案第108号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第108号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第109号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第109号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は所有権移転4件 使用貸借1件 計5件となっております。

整理番号元所 24-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇 82 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年8月22日 所有権を移転する土地 所在 字 〇〇〇80 番地 2 現況地目 田 面積 5,710 m²外 9 筆 田 9 筆 38,418 m² 畑 1 筆 883 m² 計 10 筆 39,301 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和元年8月30日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じ千円未満を切り捨てまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和元年10月11日となっております。

整理番号元所 25-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇 299 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年8月22日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇103 番地 1 現況地目 畑 面積 12,298 m²外 13 筆 田 11 筆 62,309 m² 畑 3 筆 15,367 m² 計 14 筆 77,676 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和元年8月30日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じ千円未満を切り捨

てまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和元年10月11日となっております。

整理番号元所 26-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇306 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇299 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年8月8日 所有権を移転する土地 字〇〇300 番地 1 現況地目、雑種地、面積 90 m²外 4 筆 田 1 筆 2,434 m² 畑 2 筆 396.31 m² 雑種地 1 筆 90 m² 用悪水路 1 筆 1.44 m² 計 5 筆 2,921.75 m² ございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和元年 8 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地、用悪水路 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 2 月 29 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦で、構成員は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 27-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇590 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇4 丁目 62 番地 8 〇〇〇 申出年月日 令和元年 8 月 7 日 所有権を移転する土地 字〇〇〇505 番地 1 現況地目、田、面積 744 m²外 9 筆 田 3 筆 35,428 m² 畑 1 筆 1,557 m² 雑種地 6 筆 3,727 m² 計 10 筆 40,712 m² ございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和元年 8 月 30 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 2 月 29 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男 3 人女 5 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元使 28-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇118 番地 1 合同会社 〇〇 代表社員 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇65 番地 〇〇〇 申出年月日 令和元年 8 月 16 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇58 番地 5 の内 現況地目 田 面積 600 m²外 1 筆 田 1 筆 600 m² 畑 1 筆 2,014 m² 計 2 筆 2,614 m² でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 令和元年 8 月 30 日から令和 2 年 11 月 30 日の 1 年 3 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、玉葱で、構成員は男 2 人 地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たして

いると考えます。以上です。

(議 長)

はい。所有権移転 4 件、使用貸借 1 件の説明がありましたので、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号元所 24-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 24-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 24-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号元所 25-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 25-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 25-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号元所 26-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 26-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 26-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号元所 27-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 27-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 27-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号元使 28-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元使 28-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元使 28-1 は原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 110 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 110 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 1 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇43 番地 3 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 8 月 5 日 申出地所在 字〇〇〇41 番地 3 地目は公簿、現況ともに田、面積 352 m²外 13 筆 田 12 筆 35,212 m² 畑 1 筆 1,715 m² 雑種地 1 筆 144 m² 計 14 筆 37,071 m² でございます。

ます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、鳥村委員よろしくお願いします。

日程10 議案第111号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第111号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇43番地3 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年8月5日 申出地所在 字〇〇〇620番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積10,309㎡外5筆 計6筆37,257㎡全筆田でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。以上です。

(議 長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第111号「買入協議を行う旨の通知の要請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第111号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は9月27日の金曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては9月20日の金曜日 午前9時30分から 第2班 中島委員、寺委員、川崎委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後20時00分終了)